「食衛法 玩具安全規制(フタル酸エステル)に関する説明会」資料

説明会では、以下の資料 1~4 を使用しますので、御持参下さいますようお願い 致します。

(同じ資料を、下記の厚生労働省 HP からもダウンロードできます。) http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/kigu/)

- 資料 1 平成 22 年 11 月 11 日 「フタル酸エステルの規格基準の取扱いに関するQ &Aについて」(基準審査課・監視安全課事務連絡)(5枚)
- 資料 2 平成 22 年 9 月 6 日 「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について」(食品安全部長通知)(3枚)
- 資料3 平成22年9月6日「おもちゃにおけるフタル酸エステルの試験法について」 (食品安全部長通知)(4枚)
- 資料 4 平成 15 年 6 月 3 日 「フタル酸エステル類を含有するポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂製器具・容器包装に関する使用規制Q&A」(基準課事務連絡)(3枚)

事 務 連 絡 平成 22 年 11 月 11 日

都 道 府 県 各 保健所設置市 特 別 区

食品衛生担当課 御中

厚生労働省医薬食品局食品安全部 基準審査課 監視安全課

フタル酸エステルの規格基準の取扱いに関するQ&Aについて

フタル酸エステル類に係る規格基準の取扱いについては、平成15年6月3日付け厚生労働省医薬局食品保健部基準課事務連絡「フタル酸エステル類を含有するポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂に関する使用規制Q&A」(以下「平成15年Q&A」という。)により、その基本的な考え方等を示しているところである。

今般、平成22年9月6日厚生労働省告示第336号により食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の第4 おもちゃの部に規定するおもちゃ及びその原材料の規格を改正したことを踏まえ、指定おもちゃのフタル酸エステルの規格基準の取扱いに関するQ&Aを作成したので、貴管下関係業者への周知、指導方よろしくお願いする。

本事務連絡の発出に伴い、平成15年Q&Aを下記のように改正する。

記

題目を次のように改正する。

フタル酸エステル類を含有するポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂 製器具・容器包装に関する使用規制Q&A

- Q1及びQ6からQ8までを次のように改正する。
 - Q 1 削除
 - Q6~Q8 削除
- Q10のAを次のように改正する。
 - A. 器具及び容器包装については、食品に直接接触する部分がポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂製の器具及び容器包装を対象とします。
- Q11のA中「又はおもちゃ」を削る。

指定おもちゃにおけるフタル酸エステルの規格基準の取扱いに関するQ&A

- 1. 告示の適用について
- Q 1 おもちゃに使用してはいけないフタル酸エステルは、具体的にどのように規制されることになるのか。
- A 1 フタル酸ジーnーブチル(以下「DBP」という。)、フタル酸ビス(2-エチルへキシル)(以下「DEHP」という。)、フタル酸ベンジルブチル(以下「BBP」という。)については、食品衛生法施行規則第78条に規定するすべてのおもちゃ(以下「指定おもちゃ」という。)の可塑化された材料からなる部分について、それぞれ0.1%を超えて含有することが禁止されます。

一方、フタル酸ジイソデシル(以下「DIDP」という。)、フタル酸ジイソノニル(以下「DINP」という。)、フタル酸ジーnーオクチル(以下「DNOP」という。)については、おしゃぶり、歯がため等の乳幼児が口に接触することをその本質とするおもちゃのうち、乳幼児の口に接触することを本質とする部分の可塑化された材料からなる部分について、それぞれ 0.1%を超えて含有することが禁止されます。

また、DINP については、これに加えて、乳幼児が口に接触することをその本質とするおもちゃのうち、乳幼児の口に接触することを本質とする部分以外についても、従前どおり DINP を原材料としたポリ塩化ビニルを使用することは禁止されています。

なお、以下、Q & A 中「フタル酸エステル」と表記しているものにつきましては、DBP、DEHP、BBP、DIDP、DINP、DNOPの6物質を指すこととします。

- Q2 指定おもちゃとは具体的にどのようなものが該当するのか。
- A2 指定おもちゃの範囲につきましては、別途「指定おもちゃの範囲等に関するQ&Aについて(平成21年9月14日付け食安基発0914第2号)」により、基本的な考え方を示しておりますので、そちらをご参照ください。
- Q3 乳幼児が口に接触することを本質とするおもちゃの口に接触することを本質とする部分とは具体的にどのような部分が該当するのか。
- A 3 乳幼児が口に接触することを本質とするおもちゃとしては、おしゃぶり、 歯固め、おもちゃの楽器類(ラッパ、笛、ハーモニカなど)、乳幼児用のお

もちゃの口紅等があげられます。口に接触することを本質とする部分とは、 おしゃぶりの乳首の部分、歯固めの口に含むことが予想される部分、おもち ゃの楽器類の吹き口、乳幼児用のおもちゃの口紅の紅の部分等が該当します。

- Q4 おもちゃの可塑化された材料とは、具体的にどのようなものが該当する のか。
- A 4 可塑化された材料とは、可塑剤が使用された材料(最終製品における構成部分)をいいます。ここでいう「可塑剤」とは、樹脂に対して、その成形加工を容易にし、もしくは、柔軟性を与えるために、樹脂の分子鎖間に入り込むように配合される添加剤です。可塑剤のうち、フタル酸エステルの使用実態が多い材料としては、ポリ塩化ビニルがあげられます。

なお、ポリプロピレンやポリエチレン等一部のポリオレフィン類には、 触媒として数 ppm 程度微量のフタル酸エステルが使用されますが、このような使用につきましては、可塑剤としての使用ではなく、可塑化された材料には該当しません。その他フタル酸エステルを可塑剤以外に使用する例があれば、個別に御照会下さい。

- Q5 ポリ塩化ビニル製のおもちゃについては、これまでは使用禁止だったものが、今回 0.1%の限度値が明示されているが、一部規制が緩和されたと考えてよいか。
- A 5 0.1%の限度値は、材質への製造工程からのコンタミネーション等を考慮 した限度値であり、フタル酸エステルの可塑剤としての意図的な使用を容認 するものではありません。

これまで規制されてきた DEHP 及び DINP の使用の有無についても、0.1% を指標として、運用されてきたものであり、今回の改正によっても実質的な取扱いに変更はありません。

2. 監視・試験検査について

- Q6 輸入時の届出の際の留意点を示してほしい。
- A 6 輸入に際しては、まず、食品等事業者において原材料の確認を確実に行うことが必要です。「可塑化された材料」(Q4参照)に該当しなければ規制の対象とはなりません。また「可塑化された材料」であっても原材料を含めた製造業者が提出する報告書等により、対象フタル酸エステル(Q1参照)を使用していないことが確認できれば、試験検査による確認は必須ではありません。このため、輸入届出に当たっては、輸入しようとする合成樹脂について、必要に応じ、可塑化の有無及び可塑剤の種類等に関し客観的に判断できる資料を輸入届出窓口である検疫所に提示いただけるようお願いします。
- Q7 試験の対象となるのは、どの部位か。
- A 7 DEHP、DBP 及び BBP は、すべての指定おもちゃの可塑化された部分が試験の対象となります。一方、DINP、DIDP 及び DNOP は、乳幼児が口に接触することを本質とするおもちゃのうち、口に接触することを本質とする部分(Q3参照)の可塑化された部分が試験の対象となります。

また、DINP については、これに加えて、乳幼児が口に接触することをその本質とするおもちゃのうち、乳幼児の口に接触することを本質とする部分以外について、ポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂製の部分が試験の対象となります。

なお、乳幼児が直接口に接触することのできない部分にあり、乳幼児が接触するおそれのない部分については試験を要しませんが、例えば、表面が繊維製品等でできていて裏面に補強のために、いわゆる裏打ち材としてポリ塩化ビニル製のシート等が使用されており、その裏打ち部分まで唾液が容易に染みこみ、染みこんだ唾液が再度口に入る可能性がある場合には試験の対象となります。

また、塗膜についても、当該塗膜が可塑化された材料であれば、試験の 対象となります。

- Q8 ポリ塩化ビニルを主成分とする材料については、試験法が通知されていますが、ポリ塩化ビニル以外の樹脂の試験を行う場合、どのように行うべきか。
- A8 フタル酸エステルは、ポリ塩化ビニルの可塑剤として汎用されていることから、ポリ塩化ビニルを主成分とする材料についての試験法を通知しています。ポリ塩化ビニル以外の材料については、現在、使用状況等について調査を実施しているところであり、その結果も踏まえて、必要に応じ、試験法の開発を検討していく予定です。

なお、ポリ塩化ビニル以外の材料の試験を行う場合は、米国 CPSC (消費者製品安全委員会)が出している "Test Method: CPSC-CH-C1001-09.3 Standard Operating Procedure for Determination of Phthalates April 1,2010"等を参考にして下さい。

3. その他

- Q9 フタル酸エステル代替品の安全性については、どのように考えているのか。
- A 9 フタル酸エステルの代替物質については、使用状況や海外の動向もみながら、今後順次評価を行い、必要に応じて規制の見直しを行っていく予定です。



食安発 0906 第 1 号 平成 2 2 年 9 月 6 日

都 道 府 県 知 事 各 保健所設置市長 殿 特 別 区 長

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(平成 22 年厚生労働省告示第 336 号)が本日公布され、これにより、食品、添加物等の規格基準(昭和 34 年厚生省告示第 370 号)の一部が改正されたところであるが、改正の概要等は下記のとおりであるので、その運用に遺憾なきよう取り計らわれたい。また、当該改正の概要等につき、関係者への周知方よろしくお願いする。

記

第1 改正の概要

「乳幼児が接触することによりその健康を損なうおそれがある ものとして厚生労働大臣の指定するおもちゃ」(以下「指定おも ちゃ」という。)に係るフタル酸エステルの規格基準について、 次のとおり改正したこと。

 1 規制対象とするフタル酸エステルの種類の拡大 指定おもちゃに対して使用を禁止するフタル酸エステルの 種類を 2 物質(フタル酸ビス(2 - エチルヘキシル)(DEHP)、 フタル酸ジイソノニル(DINP))から次のとおり 6 物質(DEHP、 DINP、フタル酸ジ・n - ブチル(DBP) 、フタル酸ベンジルブ チル(BBP)、フタル酸ジイソデシル(DIDP)、フタル酸ジ - n - オクチル(DNOP))に拡大する。

食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号。以下「規則」という。)第78条第1号に規定するおもちゃのうち、乳幼児が口に接触することを本質とする部分については、DIDP、DINP又はDNOPを規制対象とする。

に定めるもののほか、指定おもちゃについては、DBP、 DEHP 又は BBP を規制対象とする。

規則第78条第1号に規定するおもちゃのうち、乳幼児が口に接触することを本質とする部分以外の部分については、従前のとおり、DINPを原材料として用いたポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂を原材料として使用することは禁止されている。

2 規制対象とする材料の拡大

規制対象とする材料をポリ塩化ビニルを主成分とする合成 樹脂に限定せず、可塑化された材料からなる部分^(注1)に拡大 する(1の規制対象部分に限る。)。

(注 1)「可塑化された材料」とは、可塑剤が使用された材料をいう。ここでいう「可塑剤」とは、樹脂に対して、その成形加工を容易にし、もしくは、柔軟性を与えるために、樹脂の分子鎖間に入り込むように配合される添加剤である。

3 規制対象とするフタル酸エステルの限度値

規制対象とするフタル酸エステルの限度値については、 0.1%を超えて含有してはならないものとする(1の規制対象 部分に限る。)。

第2 施行・適用期日

公布日から施行されるものであること。ただし、平成23年9月5日までに製造され、又は輸入されるものについては、なお従前の例によることができること。

第3 運用上の注意

1 規制対象とするフタル酸エステルについては、以下のものが 該当すること。

DEHP: Cas No. 117-81-7

DINP: Cas No. 28553-12-0, Cas No. 68515-48-0

DBP: Cas No. 84-74-2 BBP: Cas No. 85-68-7

DIDP: Cas No. 26761-40-0 DNOP: Cas No. 117-84-0

- 2 平成23年9月6日以降に、改正後の規格に適合しない指定 おもちゃが発見された場合は、当該おもちゃの国内製造年月日 又は輸入年月日を確認の上、対応すること。
- 3 指定おもちゃを製造、輸入又は販売若しくは営業上使用する 事業者に対しては、指定おもちゃに関して消費者から寄せられ た食品衛生法上の危害(医師の診断を受けたものに限る)に関 する情報及び食品衛生法に違反する指定おもちゃに関する情報 について、保健所等へ速やかに報告するよう指導されたいこと。



食安発 0906 第 4 号 平成 2 2 年 9 月 6 日

都道府県知事 各 保健所設置市長 展 特 別 区 長

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

おもちゃにおけるフタル酸エステルの試験法について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(平成 22 年厚生労働省告示第 336 号)が本日公布され、その内容については本日付け食安発 0906 第 1 号をもって通知したところであるが、これに関連して、今般、フタル酸ビス(2・エチルヘキシル)、フタル酸ジイソノニル、フタル酸ジ・n・ブチル、フタル酸ベンジルブチル、フタル酸ジイソデシル及びフタル酸ジ・n・オクチルの 6 種類のフタル酸エステルに係る試験法について、別添のとおり定めたので、関係者への周知方よろしくお願いする。

ポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂製おもちゃにおける 6 種類 のフタル酸エステル試験法

1.装置

ガスクロマトグラフ・質量分析計(GC/MS)又は水素炎イオン化検出器付きガスクロマトグラフ(GC-FID)を用いる。

2.試薬・試液

- (1) フタル酸エステル標準品
 - フタル酸ジ-n-ブチル C。H₄[COO(CH₂)₃CH₃]。
 - 本品はフタル酸ジ-n-ブチル 97%以上を含む。
 - フタル酸ベンジルブチル $C_6H_4(COOCH_2C_6H_5)COO(CH_2)_3CH_3$
 - 本品はフタル酸ベンジルブチル95%以上を含む。
 - フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) $C_6H_4[COOCH_2CH(C_2H_5)(CH_2)_3CH_3]_2$ 本品はフタル酸ビス(2-エチルヘキシル) 97% 以上を含む。
 - フタル酸ジ-n-オクチル C₆H₄(COO(CH₂)₇CH₃)₉
 - 本品はフタル酸ジ-n-オクチル 97% 以上を含む。
 - フタル酸ジイソノニル C₆H₄(COOC₆H₁₉)。
 - 本品はフタル酸ジイソノニル96%以上を含む。
 - フタル酸ジイソデシル C₆H₄(COOC₁₀H₂₁)。
 - 本品はフタル酸ジイソデシル 97% 以上を含む。

(2) 標準溶液

フタル酸ジ-n-ブチル、フタル酸ベンジルブチル、フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)、フタル酸ジ-n-オクチル、フタル酸ジイソノニル、フタル酸ジイソデシル標準原液 フタル酸エステル標準品各 10.0mg をそれぞれアセトンで溶解して 100ml とする (100 µ g/ml)。

フタル酸エステル標準溶液 (GC/MS 用) 6種類のフタル酸エステル標準原液各 1ml を混合し、アセトンを加えて 100ml とする (各 1 μ g/ml)。 フタル酸エステル標準溶液 (GC-FID 用) フタル酸ジ-n-ブチル、フタル酸ベンジルブチル、フタル酸ビス (2-エチルヘキシル) 及びフタル酸ジ-n-オクチル標準原液各 1ml を混合しアセトンで 10ml としたもの、フタル酸ジイソノニル標準原液 1ml をアセトンで 10ml としたもの、フタル酸ジイソデシル標準原液 1ml をアセトンで 10ml としたものの 3種類をフタル酸エステル標準溶液とする (各 10 μ g/ml)。

3.試験溶液の調製

試料を細切又は粉砕してその1gを正確に量り、100 mlの共栓付三角フラスコに入れる。アセトン及びヘキサンの混液(3:7)50 mlを加えて密栓をし、振り混ぜたのち40 で一晩放置する。冷後、ろ紙を用いてろ過し、ろ液及びアセトンによる洗液を100 mlのメスフラスコに入れ、アセトンを加えて100 mlとしたものをGC-FID 用試験溶液とする。さらに、この液をアセトンで10倍希釈したものをGC/MS 用試験溶液とする。

4.操作法

(1) 定性試験

GC/MS 又は GC-FID の下記の操作条件で、対応する試験溶液及びフタル酸エステル標準溶液をそれぞれ 1 µ I ずつ用いて試験を行い、試験溶液のクロマトグラムのピークの検出時間とフタル酸エステル標準溶液のクロマトグラム中のフタル酸ジ-n-ブチル、フタル酸ベンジルブチル、フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)、フタル酸ジ-n-オクチル、フタル酸ジイソノニル及びフタル酸ジイソデシルの各ピークの検出時間及びそれぞれのピーク形状を比較する。なお、GC/MS ではイオンクロマトグラム、GC-FID ではガスクロマトグラムをクロマトグラムとする。

(2) 定量試験

試験溶液のクロマトグラムのピークの検出時間と標準溶液のクロマトグラムのいずれかのピークの検出時間及びピーク形状が一致するときは次の試験を行う。

(1)定性試験の操作条件の下で得られた試験結果を基とし、試験溶液中の当該フタル酸エステルのピーク面積を測定するとき、その面積は、標準溶液中の当該フタル酸エステルのピーク面積より大きくてはならない。

これに適合するとき、試料中の当該フタル酸エステル量は0.1%以下となる。

(3) 確認試験

GC-FID を用いて(1)定性試験及び(2)定量試験を行い、試験に適合しなかった場合には、GC/MS を用いて(1)定性試験を行い、試験溶液中の当該化合物のピークと標準溶液のピークの検出時間及びピーク形状が一致することを確認する。

操作条件

カラム: 内径 0.25mm、長さ 30m のヒューズドシリカ製の細管に、ガスクロマトグラフ用の 5%フェニルシリコン含有メチルシリコンを 0.25 μm の厚さでコーティングしたもの。

カラム温度:100 から毎分20 で昇温し、320 に到達後10分間保持する。

試験溶液注入口温度:250

検出器:280 で操作する。GC/MS の場合は定量用イオンとして、フタル酸ジ-n-ブチル、フタル酸ベンジルブチル及びフタル酸ビス(2-エチルへキシル)は質量数 149、フタル酸ジ-n-オクチルは質量数 279、フタル酸ジイソノニルは質量数 293、フタル酸ジイソデシルは質量数 307を用いる。

キャリヤーガス: ヘリウム又は窒素を用いる。フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)が約10分で流出する流速に調節する。

5. 留意点

- (1) フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ビス(2-エチルヘキシル)は環境中にも存在することから、空試験として試料を入れないで同様な操作を行い、空試験溶液中にこれらのピークが検出される場合には、その面積がそれぞれの標準溶液のピーク面積の 1/10 以下であることを確認する。これを超える場合には溶媒を新しいものに交換するなどにより、1/10 以下とした後に試験を行うことが望ましい。
- (2) GC-FID ではフタル酸ジ-n-オクチル、フタル酸ジイソノニル及びフタル酸ジイソデシルの保持時間が近く、ピークの一部が重なる。そのため、3種類の標準溶液として分けて調製する。
- (3) 測定対象試料に設定されている規格がフタル酸ジ-n-ブチル、フタル酸ベンジルブチル及びフタル酸ビス(2-エチルヘキシル)のみの場合には、その3種類のみを含有する標準溶液を用いればよい。

6. その他

本件の試験に当たっては、当該試験法と比較して特異性及び検出限界等において同等又は優れていると認められる試験法を用いて差し支えない。

フタル酸エステル類を含有するポリ塩化ビニルを 主成分とする合成樹脂製器具・容器包装に関する使用規制Q&A

(注:平成22年11月11日付け厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課・監視安全課事務連絡「フタル酸エステルの規格基準の取扱いに関するQ&Aについて」により改正)

1. 告示の適用について

(Q1:削除)

- Q2. 「油脂又は脂肪性食品を含有する食品」には、どのような食品が該当するのか。
 - A. 「油脂及び脂肪性食品」の定義については、「食品、添加物等の規格基準の一部改正について」(昭和48年環食化第541号)の記の第2の2に定義されているように「食品中又は食品表面の油脂含量がおおむね20%以上で、乾燥した固形食品以外の食品」であり、例えば、牛脂、植物油、ハム、ベーコン、牛肉、豚肉、チョコレート、ポテトチップス、てんぷら、油揚げ、さつま揚げ、コロッケ、トンカツ、マヨネーズ、ドレッシング、チーズ、バターなどが含まれます。

また、「油脂又は脂肪性を含有する食品」としては、上記の食品だけでなく、それらを用いた食品、例えば油脂で炒めたり、焼いたり、揚げたり、炒めてから煮た食品、及び脂肪性食品を材料としている食品がすべて含まれます。具体的には、ハンバーグ、ぎょうざ、からあげ、肉団子、カレー、ビーフシチュー、肉じゃが、野菜炒め、きんぴらごぼう、油や油揚げを含む煮物、ポテトサラダ、ドーナツ、ケーキ、クッキー、かりんとう、あげせんべいなどが挙げられます。

- Q3. 「油脂又は脂肪性食品を含有する食品に接触するポリ塩化ビニルを主成分とする器具又は容器包装」には、どのようなものが該当するのか。
 - A. 「油脂又は脂肪性食品を含有する食品に接触する器具又は容器包装」とは、器具 又は容器包装が接触する食品の部分に油脂又は脂肪性食品が存在することを意味す るので、例えば、弁当の一部に油いためが含まれていてそれが手袋や容器包装に接 触する場合も該当します。
- Q4. 「油脂又は脂肪性食品を含有する食品に接触する器具又は容器包装」の範囲の中に、通常は直接接触していない場合も含まれるのか。
 - A. 通常は油脂又は脂肪性食品を含有する食品に接触していない器具又は容器包装であっても、例えば、調理済みの食品のカバーのように、輸送中や商品を取り扱う最中に接触する可能性が高い器具又は容器包装や、食品と直接接触する包装が紙等で

油脂分を透過する場合の外装も今回の規制対象の範囲に該当します。

- Q5.油脂又は脂肪性食品に使用しない器具・容器包装には、DEHPを原材料として用いたポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂を使用できるのか。DEHPを原材料として用いた塩化ビニル製の手袋は使用可能となるのか。
 - A. 油脂又は脂肪性食品を含む食品以外の食品に用途が限定されていれば、DEHP を原材料として用いたポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装を使用することは差し支えありませんが、用途が限定されていない場合、例えば、DEHPを原材料として用いた塩化ビニル製手袋の食品への使用については、今回の規制の対象となります。

なお、DEHPを可塑剤として含有する塩化ビニル製手袋については、「塩化ビニル製手袋の食品への使用について」(平成12年6月14日付け衛化第31号)に従い、引き続きこの原材料の使用を避けることとされていることに御留意願います。

(Q6~Q8:削除)

- 2. 検査について
- Q9. 器具又は容器包装においては、「油脂又は脂肪性食品を含有する食品に用いる器具又は容器包装には、DEHPを含有するポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂を原材料として用いてはならない。ただし、DEHPが溶出又は浸出して食品に混和するおそれのないように加工されている場合はこの限りでない。」となっており、これらの内容を確認するために、材質試験、溶出試験についてそれぞれ判断基準はどのように設定されているか。

Α.

- (1) 材質試験については、以下のとおりです。
 - ・ 「0.1%以下」とは、有効数字上小数第2位での四捨五入となり、その数値で 評価を行うこととなります。
 - ・ 材質試験の0.1%の数値については、材質への製造工程からのコンタミネーション等を考慮して、EUにおける玩具の暫定的禁止における材質の限度値(0.1%以下)と同じにしたものであります。なお、今回の法の趣旨は「用いない」ことである点にご注意ください。
- (2) 溶出試験については、以下のとおりです。
 - ・ 溶出試験は、溶出又は浸出しないことを確認するために行うものであり、 1ppmについては、試験操作における試薬、水、機器等からのコンタミネーション を考慮して設定しております。

- A. 器具及び容器包装については、食品に直接接触する部分がポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂製の器具及び容器包装を対象とします。
- Q11. 輸入時の届出の際の留意点を示してほしい。

Α.

・ DEHPやDINPを原材料として用いていないことが確認できないポリ塩化 ビニルを主成分とする合成樹脂製の器具・容器包装については、試験成績書の添 付による確認が必要です。

また、DEHPが溶出するおそれがないことが確認できないポリ塩化ビニルを 主成分とする合成樹脂製の器具・容器包装についても試験成績書の添付による確 認が必要です。

・ DEHPを原材料として用いたポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂製の器具・容器包装を輸入する際には、「油脂又は脂肪性食品を含む食品」に対して使用しないものであることが必要とされるので、その使用対象食品を輸入届出書の備考欄に記載願います。